平成２４年（フ）第６６５号
名古屋市千種区若水２丁目１番２号　市営仲田荘２―106号
破産者　サン・ギャラリー住恵こと　神崎　住恵
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１５号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　417号棟508号室
破産者　服部　　聡
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３４号
愛知県北名古屋市西之保宮前25番地１　エスポア西春203号
破産者　桝岡　君夫
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２５９号
大阪府高槻市津之江町３丁目１番１－５Ｆ号
破産者　三岡　太蔵
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5448番地２、開始決定時の住所大阪府豊中市東豊中町６丁目９番13―1301号
破産者　戸髙　秀明
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１２号
大阪府東大阪市加納７丁目23―４　アメリア４番館1509号、開始決定時の住所大阪府大東市灰塚１丁目９番14号
破産者　坂田　雅俊
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４９号
大阪市東成区東今里１丁目５番４―907号
破産者　高山　成鐘
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３０号
大阪府東大阪市西堤学園町１丁目４番３号、事業所所在地大阪府東大阪市柏田西２丁目６番９号
破産者　富士金型こと髙田政秀こと　髙　　政秀
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７３号
神戸市北区筑紫が丘４丁目10番地の９
破産者　水野　貞夫
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８５号
大阪府吹田市上山田２番Ａ―203号
破産者　小平　直人
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６４９号
大阪市此花区春日出南３丁目３番28―505号
破産者　中村　　勉
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６５号
大阪市東淀川区東中島４丁目１番11―406号、前住所大阪市東淀川区淡路３丁目８番10号本町荘25号
破産者　オサム技建こと　小橋川　修
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７２８号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―704号
破産者　浮穴　治徳
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７３号
大阪府豊中市浜１丁目６番18号
破産者　江藤加代子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８４号
大阪府吹田市南金田２丁目11番11号　一力グランドマンション303号室、開始決定時の住所大阪市城東区今福西１丁目２番27号
破産者　長谷川　平
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６５号
大阪府大東市御領２丁目２番25号
破産者　花田　岳大
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７０号
大阪市平野区平野市町２丁目10番６号　プランドールミノル205、前住所大阪市東住吉区西今川４丁目12番７号
破産者　中出　裕三
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３９号
大阪府吹田市豊津町50番Ｔ１―105号
破産者　松波　正道
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４６号
大阪市鶴見区今津中５丁目４番19号、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中５丁目４番16号
破産者　寺野　禎彦
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部